新型コロナウイルス感染症（COVID-19)への対応について

平素より格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
先日、政府より７都道府県を対象として改正新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。緊急事態宣言の発令下においても、弊社業務については引き続き、通常どおり営業を行いますが、弊社または関係会社において新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生した場合、その対応の過程において弊社業務の一時的な停止や遅延が生じる可能性がございます。お客様にはお手数をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生した場合には、改めてお客様にお知らせいたします。

２０２０年４月１４日
琉球通運株式会社 BCP/QC 推進室
問合せ：０９８－８６３－５６５０

新型コロナウイルス感染症（COVID-19)予防の取組み
・始業前役職員の検温
・手洗い励行
・マスク着用
・除菌対策
・出張の自粛
・3 密(密閉空間・密集場所・密接場所)での会議・会合等への参加禁止

弊社７都道府県該当営業所・駐在所
・東京都：東京事務所　問合せ先：TEL:03-5667-4095
　　ＡＭ事業部　問合せ先：TEL:03-5807-1681

・大阪府：大阪駐在所　問合せ先：TEL:06-6681-5522
・福岡県：福岡営業所　問合せ先：TEL:092-612-1739

現時点では上記以外の特別な対応はなく、通常営業しております。